

勸修寺法務寛信の表白文作成活動：院政期における僧侶による表白文の作成

著者	山本 真吾
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	5
ページ	1-7
発行年	1994-05-29
URL	http://hdl.handle.net/10076/6476

勸修寺法務寛信の表白文作成活動

一 院政期における僧侶による表白文の作成

山本真五

○キートワード＝勸修寺法務寛信・勸修寺流・表白文

一、はじめに―問題の所在―

諸法会・修法・灌頂などにあたり、勸請の本尊聖衆の宝前において導師又は表白師によつて宣読された表白文は、平安時代の中・後期には、主として儒者達の手によつて作成されていたということが、これまでの諸先学の研究によつて明らかにされている(注1)。

ところが、平安時代も終わり頃になると、一般の僧侶達も、自らの手で表白文を作成し始め、以降、鎌倉時代には、僧侶自身の手になる表白文が多く見出されるようになる。つまり、表白文の歴史は、作者層が変動し、そこに一般僧侶が加わるといふ点で、前代とは異なる院政期ごろに一つのふしめを迎えることになる。

さて、その際に、何故、専ら文章道の専門家である儒者の作成していた表白文をこの時期になつて僧侶も作成し始めるようになるのかという問題が浮び上がってくると思われる。可能性としては、一つに、仏教行事・法会の増加に伴つて表白文の社

会的需要が高まり、結果、当時衰勢にあつた文章道の儒者だけではその任に当ることが困難になつていったということが考えられる。あるいは別に、施主の立場から願意を表明する願文とは異なり表白文は、僧侶が導師の立場から宣読する性格のものであり、これを自覚した僧侶達が自ら作成すべきものという認識に至つたこととの所産であるとも考えられる。ともあれ、対句の連続による四六駢儷体で綴られる美文の漢文学である点と、内容上仏教思想を含み、法会という場において用いられる点の、双方を併せ持つ所に、表白文の独自性があり、真俗の交流という文化史的背景も絡めて、この問題は、今後の重要な課題であると考えられる。

小稿は、この問題を解明してゆくための一階梯として、表白文作成に僧侶が参加し始める時期に注目し、その時期の僧侶の文学的資質・環境に迫つてみたいと思ふ。

具体的には、『高山寺本表白集』などに多くの表白文を残している勸修寺法務寛信に注目し、彼の表白文作成活動を追ふこととする。

二、勸修寺法務寛信について

寛信の仏教史上の活躍・業績については、先行研究（注②）に詳しく、その点で新たに付け加える事跡は特に見出してない。今、傳燈廣録下・本朝高僧伝十二・血脉類聚記五の伝記や中右記・永昌記・長秋記・台記などの公卿日記に拠って、僧侶としての彼の生涯を概観すれば次のようになろう。

寛信（一〇八四—一一五三）は、勸修寺流祖。世に勸修寺法務とも称す。勸修寺贈太政大臣高藤の八世、参議右大弁大藏卿為房の子である。寛治七（一〇九三）年十歳にて得度し、康和五（一一〇三）年勸修寺権別当に補せられ、東大寺准得業の宣を賜わる。嘉承元（一一〇六）年最勝講の聴衆となり、天仁元（一一〇八）年十月四日大僧都殿寛より伝法灌頂を受ける。天永元（一一一〇）年勸修寺別当に任じ、永久元（一一一三）年東寺に入り、その後、維摩会・最勝会講師を勤める。保安二（一一二二）年殿寛より、小野流の極秘を受け、勸修寺七代の長吏となる。大治元（一一二六）年元興寺別当を兼ね、長承三（一一三四）年権少僧都、永治二（一一四二）年准長者の宣を賜わる。久安元（一一四五）年十月東寺三十九代の長者となり、二年正月法務を兼ね、三年正月東大寺別当に任ず。六年安祥寺寺務を兼ねる。仁平三（一一五三）年三月七日寂す、七十歳であつた。

このように、寛信は、僧侶としての栄達を極め、華々しい活

躍を遂げたのであつて、その生涯は終始安泰であつたかのようにも思われるが、細かく見れば、

①今夜寛信已講於途中四条室町為悪人被射之、乘車逃脱畢、於我身无事、童子下法師多被疵云々、

（中右記、大治四年閏七月二十五日）

②別当被申云、一夜逢寛信已講、刃傷犯人尋擲畢、是下法師原所為也、在寛信之下法師妻相通之間之所為云々、已承伏畢、同類等今日擲取也、（同、二十八日）

③仁和寺僧綱法印世豪、法眼寛一、法橋定深被附檢非違使三人、依勸修寺法務寛信訴、左府被申行云々、御座并五宮殊令壽歎給云々、仁和寺中被入使庁使事、未曾有云々、

（兵範記、仁平二年六月七日）

④御堂御八講、法務寛信為聴聞堅義裏頭參入居仏壇、雖有好道之美非无軽々之難、（台記、仁平二年十二月一日）
のような記事も見出され、時に身の危険にさらされ、時に人のそしりを免れないことも行なつてきたらしい人物であることは注意しておきたい。

寛信は、また、多くの著述をなし、類秘鈔六卷・視聴鈔一卷・類頭鈔・真言集一卷・伝受集四卷・肝要鈔二卷・法則集一帖・灌頂日記一帖・拜堂式一帖など枚挙に遑ない。付法弟子に、念範・行海・明海・淳寛・寛縁・寛照・仁濟等があり、後進の育成にも勤めた。

成尊 — 範俊 — 敬寛

宗意律師

寛信(法務)

良勝闍梨

念範闍梨(重受)

行海闍梨

念範

明海・左府已講

寛照(昭・紹)闍梨

寛縁

(醍醐寺本灌頂師資相承血脈による)

三、寛信の表白文作成活動

勸修寺法務寛信が、いつ頃から表白文の作成に着手したか審ではない。今、伝存する作品のうち、管見に入ったものを示せば、次のようである。但し、「表白」の題を有するものに留め、嘆徳・返答・教誡・銘文等は除外した。

I、『高山寺本表白集』所収の表白文(注3)

- 1、東寺御影供導師表白(2、保延五年三月廿一日)
- 2、金剛行法表白(4)
- 3、東寺灌頂大阿闍梨三摩耶戒表白(7)
- 4、寛紹之伝法灌頂之時大阿闍梨表白

(15、保延六年五月七日)

5、愛染王護摩表白(41)

6、宗意律師一切経供養表白(58、永治元々久安四年)

7、歎喜光院皇后宮御八講開白導師表白

(61、久安二年十月四日)

8、左府已講維摩会精義表白(62)

9、維摩会表白(63、保延二年)

10、左問者講法成寺堅義表白(65)

11、後七日御修法表白(67、永治二年正月八日)

12、源運闍梨上醍醐尊師忌日表白(71)

II、『醍醐寺本表白集』所収の表白文(注4)

1、愛染王護摩表白(2、I5と同文)

2、日向寺通憲堂供養表白(23)

3、東寺灌頂大阿闍梨三摩耶戒表白(32、I3と同文)

4、後七日御修法表白(35、I11と同文)

5、源運闍梨上醍醐尊師忌日表白(43、I12と同文)

III、十二卷本『表白集』所収の表白文(注5)

1、東寺灌頂三昧耶戒表白(巻一)

2、東寺灌頂初夜表白(巻一)

3、寛紹伝法灌頂初夜表白(巻一、I4と同文)

4、東寺灌頂誦經導師表白(巻二)

5、鳥羽炎魔堂供養表白

(巻四、保延六年十二月十二日、II(21)と同文)

6、花園左大臣堂供養表白(巻四、II(22))

- 7、美作守頭能法住寺堂供養表白(卷四、II(25))
- 8、美作前司為妄雲林院堂供養表白(卷四)
- 9、皇太后宮興福寺御堂鎮壇表白(卷四)
- 10、一品宮御逆修表白(卷五)
- 11、後七日御修法表白(卷六、I 11・II 4と同文)
- 12、東寺灌頂後朝供養法表白
(卷六、保延四年十月二十九日、I(10)と同文)
- 13、上醍醐尊師忌日理趣三昧表白(卷七)
- 14、鳥羽院愛染王御念誦表白(卷七)
- 15、東寺御影供導師表白(卷八)
- 16、円宗寺御幸御誦經導師表白(卷八)
- 17、東寺誦經導師表白(卷八)
- 18、御齋会問者表白(卷十)
- 19、最勝講導師表白(卷十一)
- IV、二十二卷本『表白集』(注6)
- 1、寛縁已講伝法灌頂大阿闍梨初夜表白(卷一)
- V、『覚禅抄』
- 1、仁王經表白(卷第十九)
- 2、法華經表白(卷第二十)
- 3、延命法表白(卷第五十二、長承二年二月二十三日)
- VI、『伝受類集鈔』裏書
- 1、北斗供表白(卷第十三、天承元年)
- 2、後七日御修法表白(卷第十九、I 11と同文)

これらを通覧して、灌頂・修法・御八講・維摩会に係わる表白文の多いことが知られる。

Ⅲ・Ⅳの諸篇については、詳細な調査が及んでおらず、作成年次を確定し得ていないのであるが、I・II・V・VIについては、最も古いものは、北斗供表白(VI 1)の天承元(一一三二)年で、新しい作は、歡喜光院皇后宮御八講開白講師表白(I 61)の久安二(一一四六)年であつて、保延、久安年間の作であることが判明する。即ち、寛信は、少なくとも四十九歳には表白文を作成していたのである。

四、寛信の文学的資質・環境

寛信は、表白文の述作に必要な漢文学の知識や作文の術を如何にして修得したのであろうか。

『永昌記』天永二(一一一一)年三月七日に、

○雨時灑、參勸修寺、先於東圓堂供燈明、以賢清為導師、學生相伴、為見花也、連句之後余興不尽、賦一絶、寛信闍梨加一首、顯密兼学又兼文章耳、

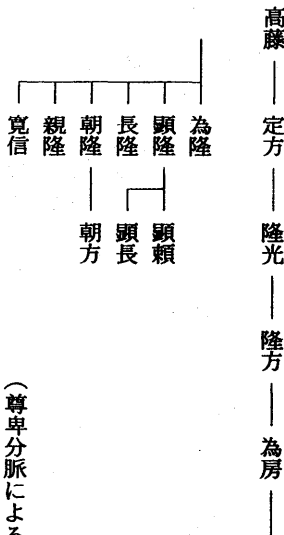
とあり、彼の文章の才を賞賛する記事が見出せる。

彼の表白文作成は、一つに法統・血脉の上で師より学んだ可能性がある。しかしながら、これまでの所、師の敲覚に表白文の述作の確認されないこと、『高山寺本表白集』所収の表白文の作者は寛信が中心を占めていて、他は彼と同等もしくはその

弟子筋の作であつて彼より遡れないこと、仁和寺ゆかりの大規模な十二巻本『表白集』においても、寛信の作をよく取上げていて、重く扱っていることから、法統上、表白文作成においては寛信をその始とするようであつて、それ以前に遡ることは難しいようである（注7）。

さすれば、第二の可能性として、親族・血族の上でのゆかりを考えてみる必要がある。かの安居院の澄憲も、表白文作者としてあまりにも著名であるが、彼は、藤原通憲（信西）の第七子であり、その家は代々南家の儒学を継いでいたのであつた（注8）。

寛信は、先述のごとく、勸修寺贈太政大臣高藤の八世参議右大弁大藏卿為房の息である。門流の凡そを示すと次のようである。



この藤原北家の庶流高藤流の人々を「勸修寺一流」（永昌記）

とか「勸修寺輩」（玉葉）などと呼称していたが、この呼称は、一門の氏的存在となつていた勸修寺に由来するものである。そして、この勸修寺を一門結合の精神的紐帯として一門も自らを「氏人」（為房卿記・永昌記）と意識していた。為房の子勸修寺法務寛信も、同門を意識し、家門の興隆を願つたかと思われる。

父為房は、藏人としては、後三条天皇の御代の六位藏人を始めとして、白河・堀河朝の五位藏人、鳥羽朝の藏人頭と四朝の側近に歴任し、終に天永二年参議に昇進した。また、院司としても後三条院の判官代に登用されたのを始め、白河院中に於いては別当として活躍する一方、師実・師通二代の撰関家家司も勤めていた（注9）。

かくて、一家の繁栄をもたらし、息男から為隆・頭隆・朝隆・親隆の四人の公卿を輩出し、以下の氏長者のほとんどが、弁官・藏人を経て公卿に列することとなるのである。

為房一門の活動の主要は、弁官及びそれと密接に関連する藏人であつた。弁官は、太政官内の庶務はもとより、太政官と諸官省・諸国との間の連絡・命令伝達・申請受理等の多方面の実務を執り、またそれに伴う太政官符以下の公文の作成考勤にも當つたのである。従つて、この地位は事務処理の能力と文案考勤の才を要求されたのである（注10）。

而して、寛信周辺の人物を見渡せば、父為房（一〇四六一—一一五・六十七歳）には、為房卿記を

はじめ凶事記・撰集秘記・東大寺並東寺款状・康和五年立太子記などの著作がある。一男為隆（一〇六九—一三〇・六十一歳）には、永昌記・職掌部類があり、二男顯隆（一〇七一—一二九・五十八歳）には、顯隆卿記があり、六男朝隆（一〇九六—一五九・六十三歳）は、能書（尊卑分脈）として知られ、朝隆卿記をはじめとして久寿改元定記・恒例諸公事御装束差図・仙洞年中行事・待賢門院御出家記・鳥羽法皇御八講記などが知られている。寛信は、二男顯隆（一〇七一—延久三〇〇年生）の出生年とこの六男朝隆（一〇九六—永長元〇〇年生）のそれとの間に誕生している。

このように、勸修寺流為房一族は、所謂博士家の学者というわけではないが、総じて文筆の才あり日記をはじめ多くの記録的著述を残しているのである。

父為房は、

○陶潛五柳旁飄雪 孫綽一松不識春（『和漢兼作集』巻第一 門前花樹多）

の詩を詠じ、兄の為隆も、『中右記部類紙背』や『和漢兼作集』に漢詩を残している。同じく兄の顯隆は、『朝野群載』巻第三（文筆下・都状）に「泰山府君都状」（永久二年十一月廿三日）と同卷十一（延尉・赦免宣旨）に「堀河天皇大赦天下敷」（康和四年七月廿一日）を残し、弟の朝隆や親隆も、『和漢兼作集』に数篇の漢詩を残しているのであって、漢文学の述作も見出せるのである。

今の所、記録類より寛信の漢文学に着手するようになった経緯を伝えたり、誰に教わったかという記事は見出してはいない。しかしながら、このように見てくると、勸修寺法務寛信の文才は、法統上の師より伝授したというよりは、勸修寺流為房一門の文学的資質を継ぎ、その環境によりはぐくまれたものと推定されてくるのである。

五、むすび

以上、勸修寺法務寛信の表白文作成活動を踏まえ、何故彼が作文に着手するようになったかという問題に迫るべく、彼の法統・親族の環境を手がかりとして考察した次第である。その結果、彼の文才は、法統上の師匠より学んだものというよりは、藤原通憲の子澄憲の如く、親族一門より培われた可能性の高いことが判明した。平安末中流貴族の子息の中には、仏門に入り僧侶となる者がおり、寛信も澄憲もそういう人物達であったのである。

今後は、彼にもゆかりある仁和寺の中御室や北院御室（守覚法親王）の活動にも目を向け、さらに、寛信や守覚を取り巻く弟子筋の僧侶の活動についても考えてゆきたいと考えている。

【注】

(1) 築島裕「高山寺本表白集の研究」（高山寺資料叢書第二）

冊『高山寺本古往来表白集』所収、昭52、東京大学出版会。

(2) 櫛田良洪『真言密教成立過程の研究』(昭39、山喜房仏書林)

速水侑『平安貴族社会と仏教』(昭50、吉川弘文館)
『増訂日本仏家人名辞書』(東京美術) △寛信▽の項
『敍補 密教大辞典』(法蔵館) △寛信▽の項

(3) 注(1) 文献

山本真吾「『高山寺本表白集』所収の表白の文体」(『鎌倉時代語研究』9、昭61・5)

(4) 築島裕「醍醐寺本表白集について」(『醍醐寺文化財研究所』研究紀要』6、昭59)

(5) 山本真吾「京都女子大学蔵表白集解説並びに影印」(『鎌倉時代語研究』10、昭62・5)

牧野和夫「鎌倉初・前期成立十二巻本『表白集』伝本の基礎的調査とその周辺(1)・「類聚」ということ」(『実践国文学』35、平成元・3)

(6) 牧野和夫「仲範撰述の一書『持犯要記俗書勘文抄』一紹介と翻刻、附二十二巻本『表白集』目録一覽等」(『実践国文学』42、平成4・9)

(7) 但し、十二巻本『表白集』には、寛信とほぼ同時期の「鳥羽證金剛院供養表白」(巻四・康和三八一〇一〇一〇年三月廿九日)を成した中御室(覚行法親王)や、「故御

室八万四千基泥塔供養表白」(同、仁安四八一六九〇年二月廿二日)の作者勝賢の名が見えており、彼らと寛信との関係は、更に追求する必要がある。

(8) 山岸徳平「澄憲とその作品―作文集を中心として―」(『日本語学研究報告』特輯六篇・国語国文学、昭17・11)

(9) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』第三部勸修寺流藤原氏の形成とその性格―その出自―三「家風」の形成(昭51、吉川弘文館)

(10) 注(9) 文献四その性格(一)―公的立場に於ける―

〔附記〕

本稿の問題とした処は、稻賀敬二先生、橋本初子氏より示唆を得て調査を始めたものである。記して深謝申し上げる次第である。

〔本学教官〕